

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月12日(金) 午後3時25分～午後4時25分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員13人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	田	中 一 行
		2番	小	西 由 子
		3番	山	本 一 美
		4番	米	村 進 司
		5番	藪	内 孝 博
		6番	上	根 慶 万
		7番	谷	口 貴 文
		8番	賀	山 圭 子
		9番	飯	野 幸 義
		10番	奥	山 昌 一
		12番	大	森 正 良
		13番	福	石 幸 生

●農地利用最適化推進委員6人

15番	土	師	信	義
16番	上	田	芳	夫
17番	岸	田		彰
18番	中	野	広	正
19番	宮	本	裕	澄
20番	藪	田	俊	博

4. 欠席委員 (1人)

11番 澤 大 篤

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

12番 大 森 正 良

13番 福 石 幸 生

日程第4 報告事項

①前総会(12月11日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

③議案第3号 令和5年度岩美町農地賃借料情報について

④議案第4号 令和5年度農用地利用集積等促進計画第8号について

日程第6 その他

①利用意向調査協力のお礼

②農業委員会委員名簿配布

③能登半島地震義援金への寄付について

④岩美町農業委員会特別研修会資料配布

⑤令和5年度第2回農地部会の日程調整について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	杉本征訓
局長補佐	前田悟史
主事	石河香央里

事務局

ただいまから令和5年度第10回総会を開催いたします。
総会の成立についてでございますが、本日の出席委員は14名中13名、岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数、過半数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。
なお、11番澤委員からは欠席する旨の連絡がございましたので、併せてご報告させていただきます。

事務局

では、会長から挨拶よろしくお願いをします。

会 長

皆さんこんにちは。明けましておめでとうございます。
今年は正月早々から能登半島の地震がありましてたくさんの方が亡くなっておられる。またそれからたくさんの方が被災されて、今なお被害の全容が分からないような状態でありますけれども、亡くなられた方のご冥福と、それから被災されました皆様に対してお見舞いを申し上げるところであります。できるだけ早く復興して、通常の営農がされてくるようにお祈りしているところであります。
今年の通常国会に食料・農業・農村基本法の改正が提案されておりました、その第一義は食料の安全保障という項目があります。そのためには食料の生産基盤であります農地の、優良農地の確保というのが前提になってくるわけですけれども、我々農業委員会としてその優良農地をいかに後世に残していくかというところが使命としてありますので、今年一年皆様と一緒に岩美町の農業の振興に、今後の持続的農業の発展の基礎となる農地の確保に全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。今年一年、皆さんよろしくお願いをいたします。

事務局

ありがとうございます。
それでは、議長につきましては、岩美町農業委員会会議規則第4条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後議長をよろしくお願いをいたします。

議 長

それでは、日程3の議事録署名委員の決定ですけれども、いつものとおり私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、12番の大森委員さんと13番の福石委員さんをお願いをいたします。

議 長

それでは続きまして、日程4の報告事項に入らせていただきます。
前総会のでんまつと、それから農地法第18条第6項による通知について、事務局のほう説明をお願いします。

事務局

報告事項1、前総会のでんまつについてご説明いたします。
議案資料3ページ、てんまつ書（12月総会）ということで、まず1点目、3条2件6筆ということで、小田地内の1件1筆の贈与による所有権移転と浦富地内の1件5筆の売買による所有権移転の計2件6筆の土地についてお諮りしました。承認いただきましたので、12月13日付で許可書を譲受人、譲渡し人に送付しております。
2点目、農用地利用集積等促進計画の第7号ということで、21件73筆の申出についてお諮りし、ご意見ありませんでしたので、意見なしという形で12月12日付で町に回答をしております。
3点目、農地利用最適化推進委員の委嘱についてということで、小田地区の農地利用最適化推進委員の令和6年1月1日付での委嘱についてお諮りしました。承認いただきましたので、12月22日付で通知を送付しまして、1月10日に委嘱式を行いました。
前総会のでんまつについては以上です。
続いて、報告事項2について、4ページをお開きください。
農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。
今回、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知を受理したものは12件24筆です。
このうち、番号で説明しますがけれども、番号の1番から6ページの15番までにかけてと20番、21番、こちらについては前総会で利用権を設定するものとして集積等促進計画を提出してご意見なかったものです。ですので、こちらはちょっと前総会と前後してしまった報告ということになります。
続きまして、6ページの16番から19番、こちらは1件2筆となっております。こちらは自作に戻るため解約するものとなります。
続きまして、7ページ、22番と23番についてです。こちらは契約していた耕作者の死亡により別の耕作者を探しましたがけれども、立地条件等から新しい耕作者が見つからなかったため、地権者との契約を解約するものです。
最後、24番、本日の議案第2号で3条の所有権移転についてご審議い

議 長	<p>ただく予定としています。 報告は以上です。</p> <p>報告が終わりました。 皆さんのほうで何か質問がありましたら、ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>では、ないようですので、議事のほうへ入らせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、日程第5の議案第1号について、事務局のほうお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、8ページをお開き願います。 議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」でございます。</p> <p>下記のとおり非農地証明申請書を受理しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めます。 続けて説明いたします。</p>
事務局	<p>今回、3件12筆の非農地証明申請書が提出されております。 まず、1件目についてご説明いたします。 こちら、資料1も併せてご覧ください。</p> <p>1件目が、申請者は、奈良県の*****さんです。申請地は9筆ございまして、地番と登記上の地目ですけれども、1番から大字洗井*****の畑、面積19平米。2番は、洗井の*****、登記簿は田ですけれども、面積は1,910平米。3番は、洗井の*****、面積は1,672平米。4番は、洗井の*****、こちらの面積は251平米。5番は、洗井の*****、面積が634平米。6番、洗井の*****、こちらの面積が224平米。7番は、洗井の*****、面積は46平米。8番は、洗井の*****、面積が148平米。10ページに行ってくださいまして、9番、洗井の*****、こちらの面積が29平米。こちらの計9筆についてご審議をいただいております。このうち議案の1番から5番、7番から9番は現況原野で、議案6番のこちらが、*****は現況山林として申請をいただいております。現地を耕作しなくなって20年以上たち、原野、山林の状態となっているということです。証明は山本会長にいただいております。</p> <p>資料1をご覧ください。</p>

資料1の1ページと2ページが位置図となっております。

こちら、1ページの右上の赤字で表示している部分ですけれども、****
*の****、****、****、こちらについては利用状況調査でB判定として
おりました。そのほかは、判定自体はされておりました。

それで、現況写真についてです。こちらは3ページ、4ページをご覧ください。

3ページの上段、****、こちらが現地確認しますとやぶのような状態
でした。

3ページの中段、左で****は、背丈以上の雑草が生い茂っているとい
う、及び通作路もほとんどないような状態でした。こちら、右手の****
*、こちらもやぶのような状態でした。

3ページ下段の****、****、こちらをちょっと東側から見下ろすよう
に撮っております。こちらは草が生い茂っているというわけではないん
ですけれども、大きな木が生えているような状況です。

めくっていただきまして、4ページ、こちらの上段は****、左手側が*
****、右手側の2筆で連なっているほうが****と****となります。2ペ
ージ目の位置図からも分かるようにほぼ山林化した谷の奥のほうに位置し
まして、現地確認が困難であるということでしたので、衛星写真での確認
とさせていただきます。

最後、4ページ下段については、****ですが、こちらは笹とかが生え
て山のような状態でした。

1件目については、説明は以上です。

続いて、2件目について説明します。

議案10ページの10番です。

申請者は、池谷の****さんです。

別紙資料2を併せてご覧ください。

申請地の地番と登記上の地目は、大字延興寺****の田で、現状は宅地
となっております。面積は185平米です。状況としましては、平成5年
頃圃場整備の実施に併せて農業用倉庫を建設し、その後農機具倉庫として
利用されているとのことです。証明は田中委員にいただいております。

資料2の1ページ、こちらが位置図です。また、2ページに現況写真を
添付しております。農機具倉庫の部分のみ添付されているような状況で
す。こちら、申請地は圃場整備区域ですけれども、土地改良区の管轄する
農地としては入っておらず、農業振興地域のほう、農振農用地としても用
途区分を農業用倉庫用地として用途指定されておりました。

2件目については以上です。

続いて、3件目についてです。

議案の10ページの11番、12番と資料3をご覧ください。

申請者は、陸上の****さんです。申請地は2筆ありまして、地番と登

記上の地目は大字陸上*****の畑、こちらの面積が132平米で、もう一筆が大字陸上*****の畑、面積が23平米です。2筆とも現況は原野です。30年前から農地として利用していないということです。証明は小西委員にいただいております。

資料3の1ページの部分が申請地の位置図です。

資料3、2ページに現況写真を添付しております。

2ページの上段が*****で、雑草が生い茂っているという状況ではないんですけども、道路と同じ高さで農地がありまして、恐らくですけども、車や人が出入りしているというところで、もう小石が混ざっているような、固まっているような状態でした。

下段については、*****で、こちらは山の法面に段になっている場所がありましたけれども、雑草が生えており、農地として利用できる状況ではないように思います。

非農地証明について、説明は以上です。

議長

担当委員の補足になりますけれども、私のほうから洗井のほうの状況について説明をいたします。

ここに書いてるように、もう20年以上耕作していないんで、もう農地として使用できるような状態ではなく、B判定になっている部分も相当ありますというようなことで報告をさせていただきます。

1番

私のほうから、延興寺の件についてご説明させていただきます。

もともとこの農地は、県営の小田南部の土地改良事業で特定用途用地ということで換地処分を行った案件です。地目が田とのことだったんですが、建物を建てた以降、ちょっと地目変更の手続が遅れてしまったというところで、今出てきたという事案でございます。

以上です。

2番

私も現地を見てまいりました。ここにも書いてあるようにずっと農地として利用されていないということが見てとれましたし、周辺の農地への影響はないと判断しましたので、用途変更は妥当かと思えます。

以上です。

議長

以上、説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。

質疑のある方、挙手をお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長	<p>では、ないようですので、採決のほうさせていただきます。 議案第1号の非農地の同意について賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成です。</p>
議 長	<p>それでは、次に議案第2号のほうに入らせていただきます。 議案第2号のほうの、事務局のほう説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、11ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」でございます。 農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求めます。 続けて説明いたします。</p>
事務局	<p>今回、1件9筆の申請を受理しております。 では、11ページから12ページにかけて説明させていただきます。 申請地、1番から説明をしますと、大字洗井*****、こちらの地目が田、面積が333平米。2番は、洗井の*****、こちらの面積は46平米、登記地目が田。続いて12ページの3番、大字洗井*****、面積132平米の登記地目が畑。4番、大字洗井*****、面積が52平米、登記地目は畑。5番が、大字洗井*****、297平米、登記地目が畑。6番が、大字洗井の*****、面積が1,314平米、登記地目が田。7番は、大字洗井の*****、面積が1,461平米、田。8番が、大字洗井の*****、面積が1,012平米、登記地目は田。最後に9番、大字洗井の*****、面積が930平米、登記地目は田です。 こちら、申請者は、譲受人が鳥取市の*****さん、譲渡し人は奈良県の*****さんです。権利の内容は、贈与による所有権移転となっております。 場所については、資料4の2ページをご覧ください。 塗り潰し部分が今回の申請地です。 前後しますけれども、資料4の1ページについて説明をいたします。 (1) 許可要件についてです。 農地法の全部効率要件、常時従事要件、周辺、地域との調和要件、継続して耕作することの誓約書と、農業委員は農業委員会が定める基準に適合していることを確認しました。</p>

申請者は、鳥取市の*****にお住まいで、今回農地の所有権移転と合わせて譲渡し人の不動産、御家とかを受け取る流れだということで、洗井の居宅も受け取られる予定ですので、農地等を管理するにあたり洗井のその居宅を拠点とするということで伺っております。

(2) 番、申請地の現状及び今後の予定ということで、申請地はこれまで田は田、畑は畑として利用されており、引渡し後も同様に利用することを予定しているため、周辺農地に影響を及ぼすことはないということです。現在譲渡し人は週一回程度のペースで来町されておりまして、農地や家の世話をされています。申請者はいとこどうして、譲受人とはここ3年くらい今回の申請地と一緒に耕作してきており、譲渡し人が高齢で来町頻度を保つことが難しいため、今回申請に至ったそうです。

2ページ目の位置図をご覧ください。

これらの農地のうち「***** (畑)」と書いている部分については、水稻を植えられるということで、右下にお示ししている*****の*****、*****、*****は大根とかキャベツなどの野菜を作付予定ということです。その他の田については水稻を予定しております。また、県道より左側の*****、こちらは今回最初に報告させていただきました利用権設定の合意解約を行いました。1筆契約中のものがございまして、洗井の*****、こちらについて相対での契約が令和6年1月14日までとなっております。申請者のほうから更新しないということで両者合意をされているということでしたので、合意解約はせずに、今回議案の承認をいただけましたら、終期を待ってから許可を1月15日以降の日付で出させていただきたいと考えております。

説明は以上です。

議 長

説明が今ありましたように、親族で贈与をしたいということでして、奈良県のほうの人が所有権を持っていますもんですから、それをもう近くの人に譲って、これからも耕作は一緒に手伝いながらやりますけれども、権利だけ近くのほうの人に譲りたいということのようであります。

以上です。

何か質問ございましたら、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

そしたら、ないようですので、採決をさせていただきます。
議案第2号の権利移動について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成ということで決めます。</p>
議 長	<p>それでは次に、第3号議案の質疑に入らせていただきます。 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13ページをお開き願います。 議案第3号「令和5年岩美町農地賃借料情報について」でございます。 令和5年1月から令和5年12月までに締結（公告）された農地の賃借について、農地法第52条に基づき別紙のとおり情報提供を行うので、委員会の承認を求めます。 それでは、説明は事務局のほうが続けてさせていただきます。</p>
事務局	<p>資料5をご覧ください。 令和5年1月から令和5年12月までに締結（公告）された田の賃借料について、農地法第52条に基づき情報提供をするものです。情報提供の方法としましては、4月の広報いわみと同時に配布する農業委員会だよりと町のホームページに掲載する予定としております。 資料の5、1ページ、こちらに各地区の平均額、最高額、最低額等掲載しておりますけれども、こちらについては、令和元年度以降、最高額、最低額は公表せずに平均額と賃借件数、使用貸借件数のみを提示するというので公表しております。 2ページ目に、その基となりました賃借料を集計した個別データを掲載、お示ししております。賃借料の水準であります平均値を算出するに当たり、平均値に比べて著しく高額あるいは低額の賃借料は集計から除いています。例年全体の平均値の上下7割を超えるものは集計の対象に含めないようにしているのですけれども、そちらの計算式をその一番下、枠外に掲載しています。今回全体の平均額は3,706円ですので、下限は1,112円から上限は6,300円ということで、表中の下の2段に、こちらにちょっと2案計算をさせていただきました。 範囲が1,500円から6,000円にするのか、1,000円から6,000円の間で平均を出すのかというところです。 事務局としましては、今回は各地区の全体平均額も高まりまして、黄色でお示ししている1,000円から6,000円の範囲で算出した金額を公表の値としたいと考えております。 なお、賃借料の発生しない使用貸借については、算出の対象には含めておりません。また、東地区については、賃借の件数が少ないので、東浦富地区として合わせて算出しております。</p>

	説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。 皆さんのほうから何か質問がありましたらお願いします。
1 3 番	平均額って下がっていったるんですか、上がっていったるんです。
事務局	去年からは少し上がっています。 全体を見たら下がっています。
1 3 番	分かりました、ありがとうございます。
議 長	そのほか。
	(質問、意見なし)
議 長	ないようですので、採決のほうをさせていただきます。 議案第 3 号について、賛成の方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成で、可決されました。
議 長	議案第 4 号について、説明をお願いします。
事務局	1 4 ページをお願いいたします。 議案第 4 号「令和 5 年度農用地利用集積等促進計画第 8 号について」で ございます。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、 農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたの で、委員会の意見を求めます。 説明は、事務局から続けていたします。
事務局	議案の 1 5 ページから 1 8 ページにかけて、農用地利用集積等促進計画 案を載せております。各地区の図面は、資料 6 をご覧ください。 権利の設定をする農用地については、賃借権によるものは 6 1 筆の 9 万 6, 4 0 7 平米、使用貸借によるものは 1 3 筆の 1 万 6, 1 7 6 平米とな

っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

それでは、整理番号1番の*****の促進計画について質疑を求めたいと思います。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

2番の*****の促進計画について質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

次に、3番の*****についての質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

では、4番の*****さんの件について、促進計画について質疑を求めます。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でありました。
では、5番の*****さんの案件について質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 では、ないようですので、*****さんの促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。賛成をされました。
続きまして、6番の*****さんについてに関する促進計画の質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 では、賛成の方の挙手、をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
それでは、7番の*****さんの質疑を求めます。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でありました。
8番から、ずっと17番までの促進計画について質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 では、ないようですので8番から17番まで、賛成の方の挙手をお願いします。

します。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。
それでは、皆さん賛成です。

議 長

それでは続きまして、その他のほうへ入らせていただきます。
日程6番のその他、事務局のほう説明をお願いします。

事務局

- ①利用意向調査協力のお礼
- ②農業委員会委員名簿配布
- ③能登半島地震義援金への寄付について
- ④岩美町農業委員会特別研修会資料配布
- ⑤令和5年度第2回農地部会の日程調整について

議 長

そのほか、皆さんのほうでありますか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、次回の総会は2月13日ということで、1時半からやりますので、よろしく願いいたします。
それでは、今日はどうもご苦労さんでございました。